

川崎市福祉のまちづくり条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 (整備基準) 第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じ、規則で定める。 (1) 移動等円滑化経路（令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項 (2) 敷地内の通路に関する事項 (3) 出入口に関する事項 (4) 廊下及び階段に関する事項 (5) エレベーターに関する事項 (6) 便所に関する事項 (7) 駐車場に関する事項 (8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項 (9) 歩道及び公園の園路に関する事項 (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項 (階段) 第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10セ	○川崎市福祉のまちづくり条例 平成9年7月1日条例第36号 (整備基準) 第10条 市長は、公共的施設の構造及び設備等の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設の種類の区分に応じ、規則で定める。 (1) 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項 (2) 敷地内の通路に関する事項 (3) 出入口に関する事項 (4) 廊下及び階段に関する事項 (5) エレベーターに関する事項 (6) 便所に関する事項 (7) 駐車場に関する事項 (8) 標識、案内設備及び案内設備までの経路に関する事項 (9) 歩道及び公園の園路に関する事項 (10) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の利用に配慮すべき事項 (階段) 第28条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) 主たる階段は、回り階段でないこと。 (3) 主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10セ

改正後	改正前
ンチメートルを限度として、ないものとみなす。) は、130センチメートル以上とすること。 2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令 <u>第19条第2項第5号</u> に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。 (便所)	ンチメートルを限度として、ないものとみなす。) は、130センチメートル以上とすること。 2 前項第3号の規定は、当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令 <u>第18条第2項第5号</u> に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない。 (便所)
第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 <u>(令第14条第2項の規定により車椅子使用者用便房(同項に規定する車椅子使用者用便房をいう。以下同じ。))を設ける場合を除く。)</u> は、<u>当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上) 設けなければならない。</u> <u>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げる必要がある。</u> <u>3 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上と しなければならない。</u>	第29条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合 <u>には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上) は、次に掲げるものでなければならない。</u> <u>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</u> <u>(2) 令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上と すること。</u>
(増築等に関する適用範囲) 第31条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。) をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物 <u>の部分(第2号、第4号又は第5号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分)</u> に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令 <u>第19条第1項第1号</u> に規定する道等(以下この条及び第33条において「道等」という。) から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室(以下この条において「利用居室」という。) までの <u>経路(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路(令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路</u>	(増築等に関する適用範囲) 第31条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物等にするを含む。以下この条において「増築等」という。) をする場合には、前3条の規定は、次に掲げる建築物 <u>の部分</u> に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 令 <u>第18条第1項第1号</u> に規定する道等(以下この条及び第33条において「道等」という。) から前号に掲げる部分にある同項第1号に規定する利用居室(以下この条において「利用居室」という。) までの <u>1以上の経路</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路

改正後	改正前
<u>をいう。以下同じ。を含む。)</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの<u>経路(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (5) 令第18条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設(令第23条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの<u>経路(当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)	(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から<u>令第14条第1項第1号に規定する</u>車椅子使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (5) 令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設(令第22条第5号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター及び敷地内の通路 (公立小学校等及び特定建築物に関する読替え)
第32条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第28条第1項、<u>第29条第1項及び第2項並びに</u>前条の規定(条例対象小規模特別特定建築物にあっては、同条の規定を除く。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 (建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)	第32条 令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第28条第1項、<u>第29条及び</u>前条の規定(条例対象小規模特別特定建築物にあっては、同条の規定を除く。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 (建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)
第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条(第6号を除く。)の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令	第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条(第6号を除く。)の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令

改正後	改正前
<u>第17条</u>の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令<u>第18条</u>の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令<u>第19条</u>の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令<u>第21条第1項及び第2項</u>の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令<u>第22条</u>の規定を準用する。この場合において、令<u>第19条第1項中「次の各号に」</u>とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から<u>第13条まで、第14条第1項、第17条、第18条第1項及び第19条第1項</u>中「不特定かつ<u>多数の者</u>が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。	<u>第16条</u>の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令<u>第17条</u>の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令<u>第18条</u>の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令<u>第20条第1項及び第2項</u>の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令<u>第21条</u>の規定を準用する。この場合において、令<u>第18条第1項中「次に」</u>とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から<u>第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項</u>中「不特定かつ<u>多数のもの</u>が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。